

資 料 成 果 物 リ ス ト

1. 研修資料(PDF形式) ※・セリフあり版を掲載

- ① 自然災害発生時の業務継続計画(BCP)作成のポイント
- ② 共通事項＜概要編＞
- ③ 共通事項(入所・入居系)
- ④ 通所系・固有事項
- ⑤ 訪問系・固有事項
- ⑥ 相談支援事業・固有事項

令和3年度 厚生労働省 障害者総合福祉推進事業

自然災害における障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）マニュアル
作成支援のための研修教材

障害福祉サービス事業所等における 自然災害発生時の業務継続計画(BCP)作成のポイント

2021年12月

ミネルヴァベリタス株式会社 顧問
信州大学 特任教授
本田 茂樹

皆さん、こんにちは。ただいまより、

「自然災害における障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画作成支援研修」を始めます。

私は、講師を務めますミネルヴァベリタス株式会社の本田茂樹と申します。

ここでは、障害福祉サービス事業所における業務継続計画はどのようなものか、そして自然災害を対象とした業務継続計画を作成するにあたってのポイントを説明いたします。

1. 障害福祉サービス事業所等におけるBCPとは何か

1

最初に、障害福祉サービス事業所におけるBCP、つまり業務継続計画とはどのようなものかお話しします。

BCP（業務継続計画）とは何か

BCP : Business Continuity Plan
(業務継続計画)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）と呼ぶ

出典：「事業継続ガイドライン」（内閣府、令和3年4月改定）を基に作成

2

この研修で、初めてBCPという言葉を知られたかたも多いと思いますので、まず、その説明から入ります。

このスライドはBCPの説明ですが、大事なところですから、読ませていただきます。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、

重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）と呼ぶとあります。

ここで理解していただきたい点は、BCPは自然災害だけではなく、その他不測の事態、つまり予測もつかない危機的なことが起こったときでも対応できることを目指しています。

そして、赤字で書いてあるとおり、自然災害が発生しても、まず「**重要な事業を中断させないこと**」、そして「**中断しても可能な限り短い時間で復旧させること**」を目指しています。

障害福祉サービスを中断させない、そして 中断した場合は、速やかに復旧させる

- 障害福祉サービスを中断させないためには、サービスを提供するにあたり必要な資源を守ることが重要
 - 障害福祉サービスの提供に必要な資源として、職員、建物・設備、そしてライフライン（電気・ガス・水道）がある
-
- 障害福祉サービスが中断してしまった場合は、サービス提供に必要な資源を補って、速やかに復旧させる
 - 被災状況によって、限られた職員や設備でサービス提供の継続が必要な場合は、重要業務に優先して取り組む

3

今までお話ししたことをまとめると、BCPは「障害福祉サービスを中断させないためのもの、そして中断した場合でも速やかに復旧させるためのもの」ということになります。

ここでは二つに分けて考えましょう。

まず、障害福祉サービスを中断させないために重要なことは、障害福祉サービスを提供するときに必要な資源、つまり、職員、事業所の建物や設備、そして電気・ガス・水道などのライフラインを守ることです。

そして次に、障害福祉サービスの提供に必要な資源が欠けたり、足りなくなってサービスが中断してしまったときには、その足りない資源を補ってサービスを復旧させます。

さらに、職員が足りなくなれば、平常時と同じ水準でのサービス提供が難しくなりますから、のちほど説明する重要業務に優先して取り組むことが大切です。

なぜ障害福祉サービス事業所にBCPが必要か

障害福祉サービスの利用者の多くは、日常生活・健康管理、さらには生命維持の多くの部分を障害福祉サービス事業所等の提供するサービスに依存している。もし、利用者へのサービス提供が困難になれば、それは利用者の生活・健康、そして生命に支障が生じる。

昨今、地震、水害などの大規模災害の発生が続く中、障害福祉サービス事業所においては、それらのことが起こった際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須である。

大規模災害の発生に備え、障害福祉サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめたBCP（業務継続計画）の策定が重要となる。

4

次に、なぜ障害福祉サービス事業所においてBCPが必要かという点を理解しておきましょう。

利用者の多くは、その日常生活、健康管理、そして生命維持の多くの部分を障害福祉サービス事業所が提供するサービスに依存しています。

もし、利用者へのサービス提供ができなくなれば、利用者の生活、健康、そして生命に大きな影響があります。

そのため、地震や水害などの自然災害が起こった場合でも、そのサービス提供を中断するわけにはいきません。

そこで、大規模な自然災害の発生があった場合でも、その後、利用者に対して必要なサービスを提供し続けることができるよう、

平常時に何を準備すればよいか、さらに、発生時にはどのように対応するべきかをまとめた業務継続計画、つまりBCPの作成が極めて重要です。

障害福祉サービス事業者に求められる役割（１）

- 利用者の安全確保
 - 利用者の中には相対的に体力が弱い障害者もいる
 - 自然災害が発生すると深刻な人的被害が発生する危険性がある
- サービスの継続
 - 障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るために必要不可欠な責任を担っている
 - 入所・入居系サービス
 - 通所系サービス・訪問系サービス

5

次に、障害福祉サービス事業者に求められる役割を確認しておきましょう。

まず第一に、利用者の安全確保が求められます。

障害福祉サービスの利用者の中には、相対的に体力が弱い障害者もおられますから、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害の発生が懸念されます。

そのため、利用者の安全を守るための対策が、何よりも重要となります。

二つ目は、障害福祉サービスの継続です。

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。

特に、入所・入居系サービスは利用者に対して「生活の場」を提供しています。

たとえ、地震などで施設が被災したとしても、最低限のサービス提供が続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と、他に避難する場合の両方について検討や準備を進めることが求められます。

通所系サービスや訪問系サービスにおいても、極力業務を継続できるように努めるとともに、万一、業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、

利用者への影響を極力控えるよう事前準備を行うことが重要です。

障害福祉サービス事業者に求められる役割（２）

- 職員の安全確保
 - 自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷となる
 - 労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点から職員の過重労働やメンタル対応に適切な措置を講じることが使用者の責務
- 地域への貢献
 - 施設が無事であることを前提に、施設が持つ機能を活かして被災時に地域貢献する

6

障害福祉サービス事業者求められる役割の三つ目は、職員の安全確保です。

そもそも、自然災害に見舞われた際、職員がけがをするようなことがあれば、障害福祉サービスの継続はできません。

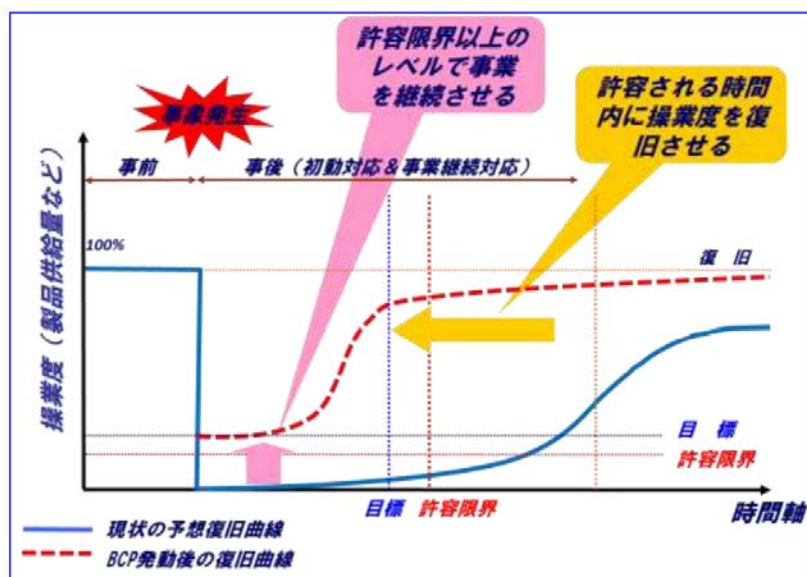
また、被災時に業務を続けることは、長時間勤務や精神的ショックから労働環境が難しくなることが懸念されます。

労働契約法第5条、つまり使用者の安全配慮義務の観点から、障害福祉サービス事業者は、職員を過重労働から守り、メンタル対応にも適切な措置を講じることが大切です。

最後に、地域への貢献も重要な役割です。

障害福祉サービス事業者が持つ、社会福祉施設としての公共性を踏まえると、もちろん施設が無事であることが前提となりますが、被災時に地域に貢献することも求められます。

BCPを導入することによるメリット（イメージ）



①活動レベルの落ち込み縮小 ②復旧に要する時間の短縮

出典：「事業継続ガイドライン」（内閣府、令和3年4月改定）

7

BCPを作成すると何かいいことがあるのかなあ、と考えている方もおられるとおもいます。
そこで、BCPを導入することのメリットをお話します。
この図は、BCPを導入した場合、どのような効果があるかを示したイメージ図です。

下から上への縦軸は、障害福祉サービスの活動レベル、そして左から右への横軸は時間の経過を示しています。

赤い吹き出しに「事象発生」とありますが、これは、例えば地震が発生して、障害福祉サービス事業所の活動レベルが一気に落ちることを示しています。

地震発生後、どのように障害福祉サービスが復旧していくかということですが、青い実線は、BCPを導入していない場合の復旧曲線です。

そして、赤い点線が、BCPを導入した場合の復旧曲線を示しており、被災した際の活動量の落ち込み少なく、また復旧に要する時間も短くなっています。

つまり、BCPは「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを実現しようとしています。

2. 業務を中断させないためにすること

～障害福祉サービス提供に必要な資源を守る

8

それでは、次に、業務を中断させないためには何をすべきか考えてみましょう。
それを一言で表すと、障害福祉サービスを提供するために必要な資源を守ることです。

BCP（業務継続計画）は 自然災害が起こる前の 段階がとても重要

9

皆さんは、業務継続計画というと、何か自然災害が発生してから活用するものと考えておられないでしょうか。

もちろん、被災後にBCPを活用することも大切ですが、BCPでは、自然災害が起こる前の段階がとても重要です。

障害福祉サービスの提供に必要な資源を守る

- ◆ 防災では、障害福祉サービスを提供するために必要な資源を守ることが重要
 - 守るべき資源には、職員、建物・設備、そしてライフライン（電気・ガス・水道）がある
 - 守り方は、災害の種類によって異なる

| 10

先ほど、障害福祉サービスを中断させないためには、サービス提供に必要な資源を守ることが重要であると説明しました。

そして、その守るべき資源は、職員、施設の建物・設備、そして電気・ガス・水道などのライフラインです。

ここで注意していただきたいのは、それらの資源の守り方は、災害によって違うことです。

守り方は災害によって違う（地震）

◆ 地震から守る

- 事業所建物の耐震診断と耐震補強工事
- 居室の家具・事務室のキャビネットなどの転倒防止
- キャスターがついたものはロック
- ガラス窓やガラス天井に飛散防止フィルムを貼る
- 消火器等の設備点検や初期消火の訓練 など

| 11

まず、地震から見ていきましょう。

サービス提供に必要な資源を地震から守るために最も大事なことは、障害福祉サービス事業所の建物の耐震性です。

それは、職員、設備など大事な資源のほぼすべてが建物の中にあるからです。つまり、もし地震の揺れで建物が倒壊するとそれらの資源が一度にダメになってしまうからです。

そこで、建物の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事をする事が求められます。

あわせて、利用者の居室や事務室に置かれた家具やキャビネットなどの転倒防止策を講じること、また、ベッドや複合機など、キャスターがついているもののロックも必要です。

地震後には、多くの火災が発生することも想定されていますから、消火器・火災報知器などの設備点検や初期消火の訓練も忘れてはなりません。

守り方は災害によって違う（水害）

◆ 水害から守る

- ハザードマップで自施設の浸水可能性を知る
- 事前にやるべきことがある
 - 側溝・排水溝の点検
 - 外壁のひび割れ、欠損などの点検
 - 止水板や土のうの準備
 - ガラス窓の補強
 - 周囲に飛散しそうなものがないか点検 など
- 的確な避難で逃げ遅れない

| 12

次は、障害福祉サービスの提供に必要な資源をどのように水害から守るかを考えます。

当たり前の話ですが、水は、高い場所から低いところに流れ、そこにたまります。

洪水の場合も、周りと比べて低い土地、海拔の低い土地に水は流れてきますから、まず、自分の施設の浸水可能性を確認しておきます。

施設の浸水可能性や、浸水した場合の浸水の深さは、自治体のホームページに掲載されているハザードマップを確認することで分かります。

必ず、ハザードマップを活用して、水害に対する自分の施設の弱点を見つけておきましょう。

そして、施設の浸水可能性が高い場合は、タイミングを逃さず絶対に逃げ遅れないことが重要であり、そのための避難訓練も必要不可欠です。

また、台風などの水害の場合は、事前にやるべきことがあります。

このスライドにあるように、側溝・排水溝の点検、外壁のひび割れなどを点検して暴風雨による危険性がないか確認する、

そして、止水板や土のうの準備、ガラス窓の補強を行います。

3. 業務が中断した場合にすること

～足りない資源を補って業務を継続する

13

これまで説明したとおり、障害福祉サービスを中断させないよう、さまざまな準備を行いますが、それでもサービスの提供が中断する場合も考えられます。

そのようなときは、足りない資源を補うことで、障害福祉サービスを続けます。

足りない資源を補って事業を継続する

◆ 足りない資源を如何に補うかがポイント

- 障害福祉サービス提供に必要な**資源が欠けた原因にかかわらず、その結果をどう処理するか、つまり補うかが重要**
- 例えば、電力供給が途絶えた場合は自家発電装置を使う、職員が不足した場合は応援送ってもらう、という代替策を講じることが必要

| 14

このスライドで重要なことは、障害福祉サービスの提供に必要な資源が欠けた原因が地震であるか、水害であるかという点より、どの資源が欠けたのか、そしてそれをどう補っていくかということに注目することです。

例えば、停電になって障害福祉サービスが継続できないということであれば、自家発電装置を使う、

職員が足りなくなってサービスが継続できないのであれば、同一法人内の他の施設から応援を送ってもらうなどの「代替策」を講じるということです。

あくまで、足りない資源、欠けた資源をどう補うかということに焦点を絞って考えます。

足りない資源を補う（例）

職員のやりくりを考える

- 業務シフトの変更で対応する
- 同一法人内の別の施設に応援を要請
- 退職した職員に依頼
- 地域の連携する施設に応援を要請 など
- 職員のやりくりは、**平常時から準備**する

| 15

資源の補い方について、もう少し、具体的に考えてみましょう。

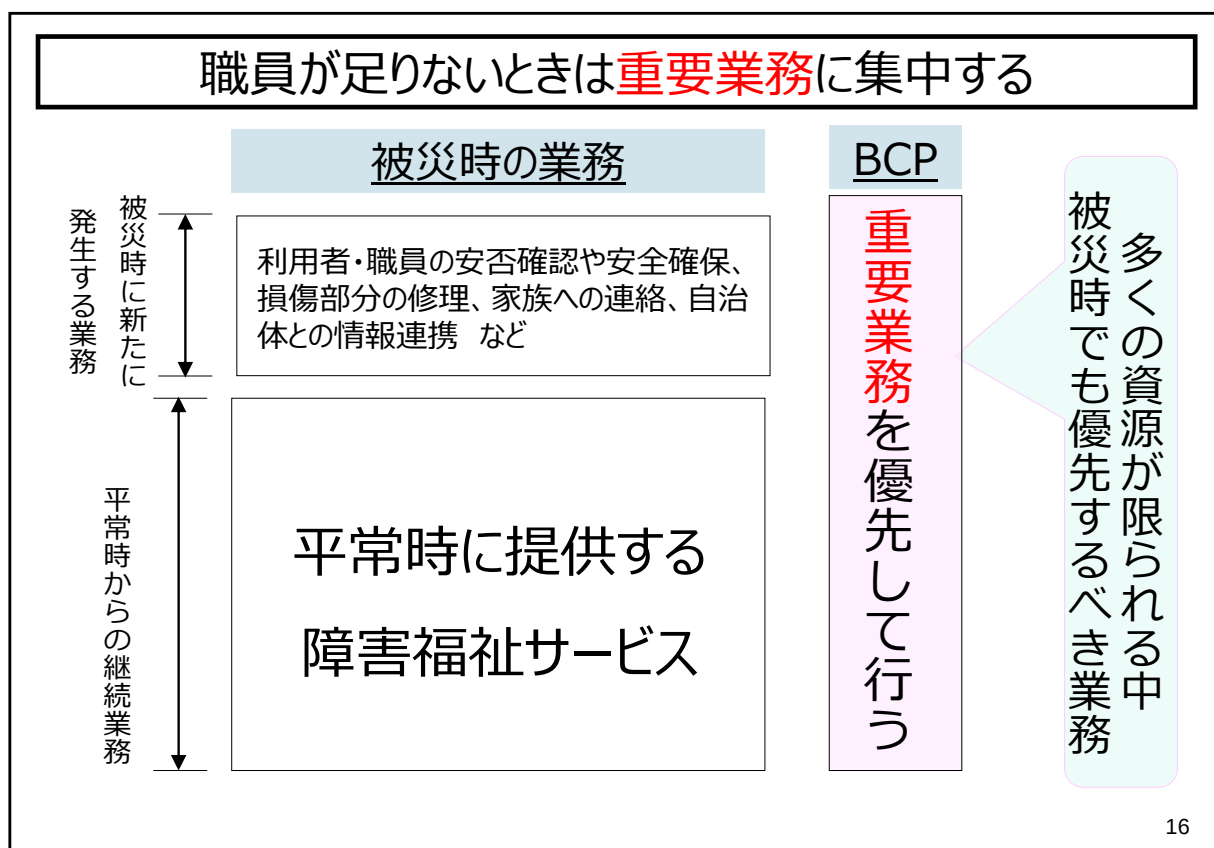
例えば、職員が足りないとき、どうやりくりするかについて検討します。

まず、職員のやりくりについては、自然災害に見舞われてから考えるのではなく、平常時から準備をしておくことが大切です。

例えば、同一法人内の別の施設に応援を要請する、退職した職員に依頼する、また地域の連携する施設に応援を頼む、

というようなことも、被災時に突然言われたのでは、言われた相手も対応が難しくなります。

必ず、平常時から、応援を要請することになる施設や人と相談や打ち合わせを進めておくことが求められます。



自然災害の規模が大きく、多くの職員がけがをするなどして、やりくりをしても職員が足りない、という状況も考えられます。

被災時には、平常時に提供する障害福祉サービスに加えて、利用者・職員の安否確認や安全確保、損傷部分の修理、家族への連絡、そして自治体との情報連携など、新たに発生する業務があります。

このような状況のもとで、限られた数の職員で業務を進めることを求められますから、ここでは、「重要業務に集中」して、優先的に取り組むことがBCPのポイントです。

職員が足りないときは重要業務に集中する

重要業務とは何か

◆ 重要業務

被災時の厳しい状況でも、利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない必須業務（例）

- 食事
- 排泄
- 与薬
- 医療的ケア など

◆ 規模や頻度を減らすことを検討する（例）

- 入浴
- リハビリ など

| 17

それでは、重要業務とは何を指すのでしょうか。

障害福祉サービスで提供するサービスは、どれも大切です。

しかし、ここでお伝えしたいことは、自然災害に見舞われた緊急事態のもとでは、優先順位をつけることが極めて重要ということです。

被災時の厳しい状況においては、利用者の生命・健康を維持するために、必ず実施しなければならない必須業務を「重要業務」と位置づけて、その優先順位に従って業務を進めるという考え方です。

具体的には、食事、排泄、与薬、そして医療的ケアなどが該当します。

あわせて、重要業務に集中できるよう、入浴やリハビリなどについて、規模や頻度を減らすことができないか検討します。

BCPは作成して終わり、ではない

- BCPは、作成するだけでは実効性があるとは言えない
- 自然災害に見舞われた際、実際に使えること、つまり被災時にも迅速に行動できることが重要
 - 普段からの周知
 - 研修
 - 訓練（シミュレーション）
 - 定期的な見直し など

| 18

BCPを作成することは極めて重要ですが、それで終わりではありません。

作成したBCPを活用すること、つまり実際に自然災害に見舞われたときに、使えること、そして迅速に行動に移せることが求められています。

そのためには、普段からBCPについて周知することが求められます。具体的には、事業所内で研修を行う、定期的に訓練を実施することなども必要でしょう。

また、人事異動などで人が入れ替わる、新しい設備が導入されるなどのことがあれば、その新しい体制にあったBCPが必要です。

BCPは、必ず定期的に見直すことが大切です。

障害福祉サービス事業所に求められるBCP

準備は裏切らない

平常時にこそ
準備を進める

| 19

障害福祉サービス事業所が、実際、地震や水害などの自然災害に見舞われて緊急事態に陥った場合、そこからできることには限りがあります。

建物の耐震診断を受けている、水や食料を備蓄している、

また、避難訓練や初期消火の訓練を定期的に行っているなど、平常時からの取り組みが極めて重要です。

平常時に行う準備は、決して皆さんを裏切りません。

是非、この研修を活用して、BCP 業務継続計画を作成し活用していただくことをお願いして私の話を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

自然災害における障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）
マニュアル作成支援のための研修教材

障害福祉サービス事業所等における 自然災害発生時の 業務継続計画（BCP）作成のポイント

—共通事項—
＜概要編＞

2021年12月

この動画では、自然災害発生時のBCP作成のポイントについて、
各サービスの共通事項に関する内容の概要を説明します。

研修のねらい

BCPの必要性を認識していただく



できることからまずBCP作成に取り組んでいただく

(活用ツール)

- 自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- 自然災害BCPひな形

1

障害福祉サービスは、障害者、その家族などの生活を支えるうえで欠かせないものです。そのため、大規模災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続できるよう、平常時から備えておくことや、災害発生時の対応について検討しておくべきことをまとめた、BCPの作成が重要です。

本動画では、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」と「自然災害発生時における業務継続計画 ひな形」を活用し、各施設・事業所等の状況に即したBCPを作成いただくことをねらいとしています。

内容

はじめに

1. 総論
2. 平常時の対応
3. 緊急時の対応
4. 他施設との連携
5. 地域との連携

※本動画は概要編として各内容のポイントをまとめたものです。

2

この概要編の内容は、ご覧の5つの項目です。

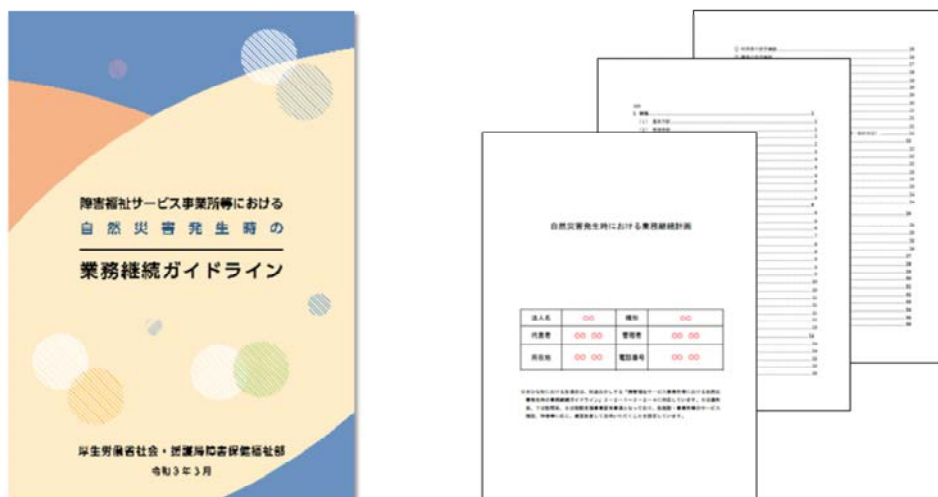
別途、ご案内している「障害福祉サービス施設・事業所等における自然災害発生時の業務継続計画作成のポイント 共通事項」の内容を、

「概要編」として簡潔にまとめたものです。

施設・事業所等の実態にあったBCPの作成のためには、共通事項の動画も視聴することをおすすめします。

はじめに_ガイドラインの利用方法

1. ガイドラインでは、3-2-1から3-2-4において、自然災害発生への対応事項を詳細に記載しています。
2. 自然災害発生時における業務継続計画の「ひな形」は、ガイドラインに対応しています。
3. 「ひな形」の各項目について具体的な対応を検討し、各施設・事業所等の実態にあったBCPの作成にご利用ください。



3

具体的な説明に入る前に、
ガイドラインの利用方法や、押さえていただきたいポイントをご説明します。

このガイドラインは、本体とひな形で構成されています。

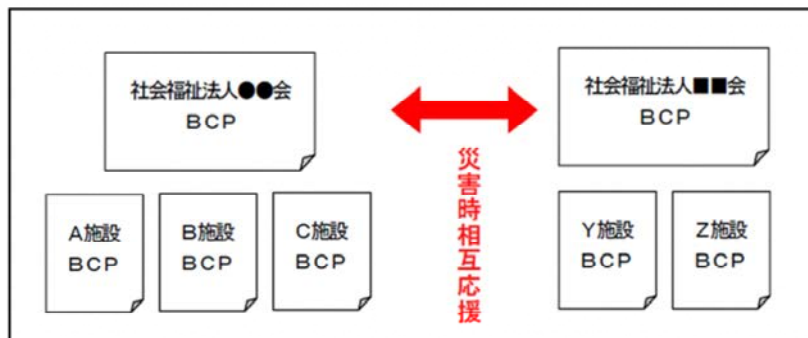
ひな形の各項目は、ガイドラインでお示している対応事項に一致しています。

また、この動画のスライドには、ガイドラインとひな形のページを記載していますので、ご参照ください。

はじめに_ガイドラインの対象（施設・事業所等单位）

1. 本ガイドラインは施設・事業所等单位でBCPを作成することを前提としています。
2. 複数の施設・事業所等を持つ法人では、法人本部としてのBCPも別途作成することが望めます。その際、以下の事項を記載することが望めます。
 - 1) 法人本部のBCPと施設・事業所等単位のBCPは連動していること
 - 2) 法人本部は各事業所等と連携しながらBCPを作成すること
 - 3) 法人本部と施設・事業所等間の物資や職員派遣等の支援体制について

<参考> 法人本部BCPと施設・事業所等単位のBCPの関係



4

本ガイドラインは、施設・事業所等の単位でBCPを作成いただくことを前提としています。
あわせて、複数の施設・事業所等を持つ法人は、物資や職員の支援体制などを記載した、法人本部としてのBCPも作成しておくことが望めます。

はじめに_自然災害BCP作成のポイント

< 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

< 2 > 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

< 3 > 業務の優先順位の整理

< 4 > 計画を実行できるよう普段からの周知・研修・訓練



5

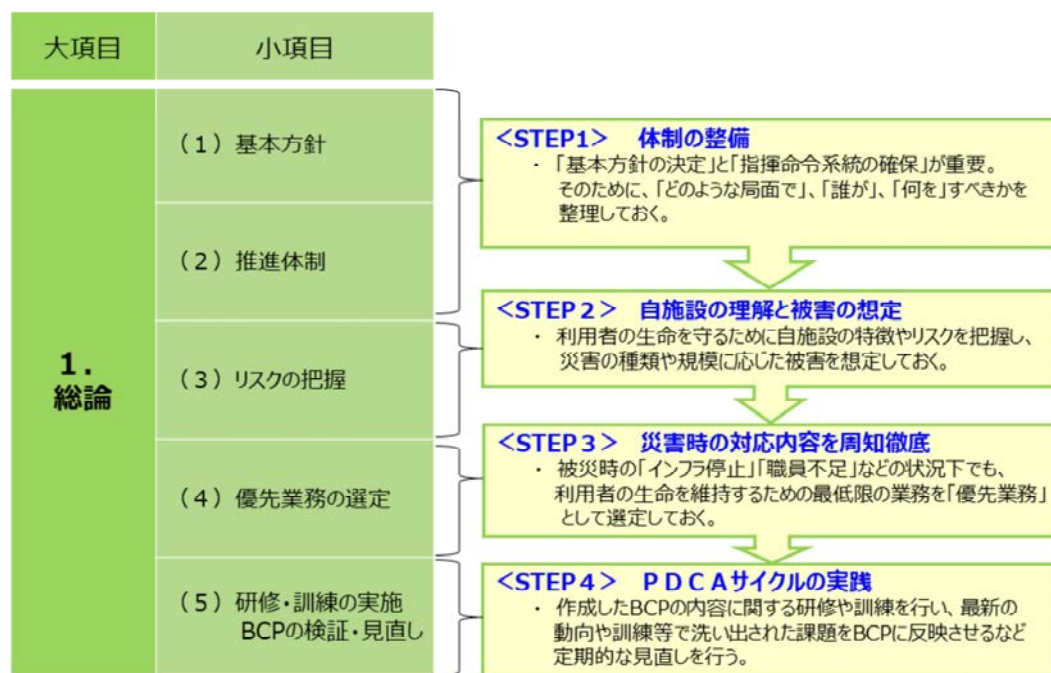
こちらは、BCP作成のポイントをフローチャートで示したものです。

BCP作成のポイントとして4点を挙げていますが、

特に、「今なにをしておくか」という平常時の対応と

被災時に「どう行動するか」という緊急時の対応とを同時に考えた上で、その対策を準備することが重要です。

フローチャートの1から5については、次のスライド以降で概要を説明します。



6

フローチャート1 つめの「総論」のポイントを、4 つのステップで示します。

1 つ目のステップは「体制の整備」です。

施設・事業所等における基本方針を決定するとともに、指揮命令系統を確保することが重要です。

2 つ目のステップは、「自施設の理解と被害の想定」です。

施設や事業所等の立地上、被害が想定される災害の種類や規模を、ハザードマップや自治体が発表する情報などから整理し、災害リスクを把握しておくことが重要です。

3 つ目のステップは、「災害時の対応内容の周知徹底」です。

被災時の「インフラ停止」「職員不足」などの状況下で、限られた人員や資源でサービスを継続するためには、業務を絞り込むことが必要となる場合があります。

利用者の健康・生活を維持するために、優先度の高い業務は何かを検討し、選定しておくとともに、職員や関係者同士で共有しておくことが重要です。

4 つ目のステップは、「PDCAサイクルの実践」です。

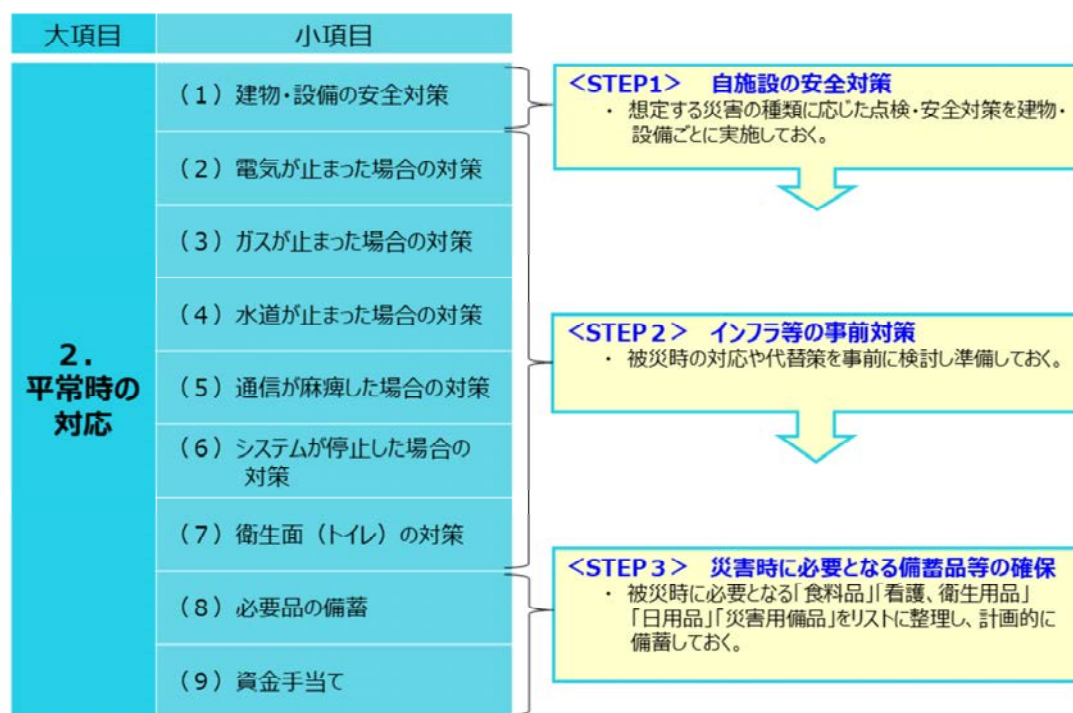
BCPは作成して終わりではなく、BCPを活用し、研修や訓練を実施することが重要です。

また、訓練で洗い出された課題や、最新の動向などを踏まえ、定期的にBCPを見直すことが大切です。

2. 平常時の対応_全体像

ガイドライン 14~20ページ

ひな形 6~13ページ



7

つづいて、フローチャート2つ目の「平常時の対応」のポイントを、3つのステップでお示します。

障害福祉サービスを中断させないためには、サービスを提供するにあたり必要な資源（建物・設備・インフラ）を守ることが重要です。

1つ目のステップは、「施設の安全対策」です。

日頃から、建物や設備の点検を行うとともに、自然災害の種類、具体的には、地震や水害などを想定し、災害に応じた安全対策を実施しておくことが重要です。

2つ目のステップは、「インフラ等の事前対策」です。

万が一、電気・ガス・水道などのインフラが停止した場合の対応として、別の手段を検討し、準備しておくことが重要です。

3つ目のステップは、「災害時に必要となる備蓄品等の確保」です。

被災時に必要な備品をリスト化し、計画的に備蓄します。

また、賞味期限や使用期限があるものは、担当者を決めて定期的にメンテナンスを実施してください。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行下では、感染対策に関わる消毒液や防護具などの衛生用品や資材についても、

必要量を備蓄し、管理することが重要です。

2. 平常時の対応のまとめ

ガイドライン 14～20ページ

ひな形 6～13ページ

項目	確認事項
1. 建物・設備の安全対策 (地震・水害)	☐ 建物の建築年を確認し、1981年以前の建物は耐震補強を検討する。 ☐ 設備・什器類の転倒・転落・破損等の防止措置を講じておく。 ☐ 建物や設備類が浸水する危険性を確認し、対応策を記載する。
2. 電気が止まった場合の対策	☐ 被災時に稼働させるべき設備を記載する。 ☐ 「電気の確保策」「電気の代替策」の現状確認と対応策の検討を行い、記載する。
3. ガスが止まった場合の対策	☐ 被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。
4. 水道が止まった場合の対策	☐ 「飲料水」「生活用水」に分けて、それぞれ「確保策」「削減策」を記載する。
5. 通信が麻痺した場合の対策	☐ 被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メールなど)について、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。 ☐ 利用者家族や職員、関係機関などの緊急連絡網を整備しておく。 (携帯電話/携帯メール/PCメール/SNS等)
6. システムが停止した場合の対策	☐ 電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合の対策や、データ類の喪失に備えてバックアップ等の方策を記載する。
7. 衛生面(トイレ等)の対策	☐ 「利用者」「職員」双方のトイレ対策や汚物の処理方法を記載する。
8. 必要品の備蓄	☐ 被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。 ☐ 行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するための備蓄を行う。 ☐ 備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。 ☐ 感染対策に係る資材、防護具等についても在庫量・必要量の管理を行い、数日分の備蓄を行うことが望ましい。
9. 資金手当て	☐ 災害に備えた資金手当て(火災保険など)や緊急時に備えた手元資金等(現金)を記載する。

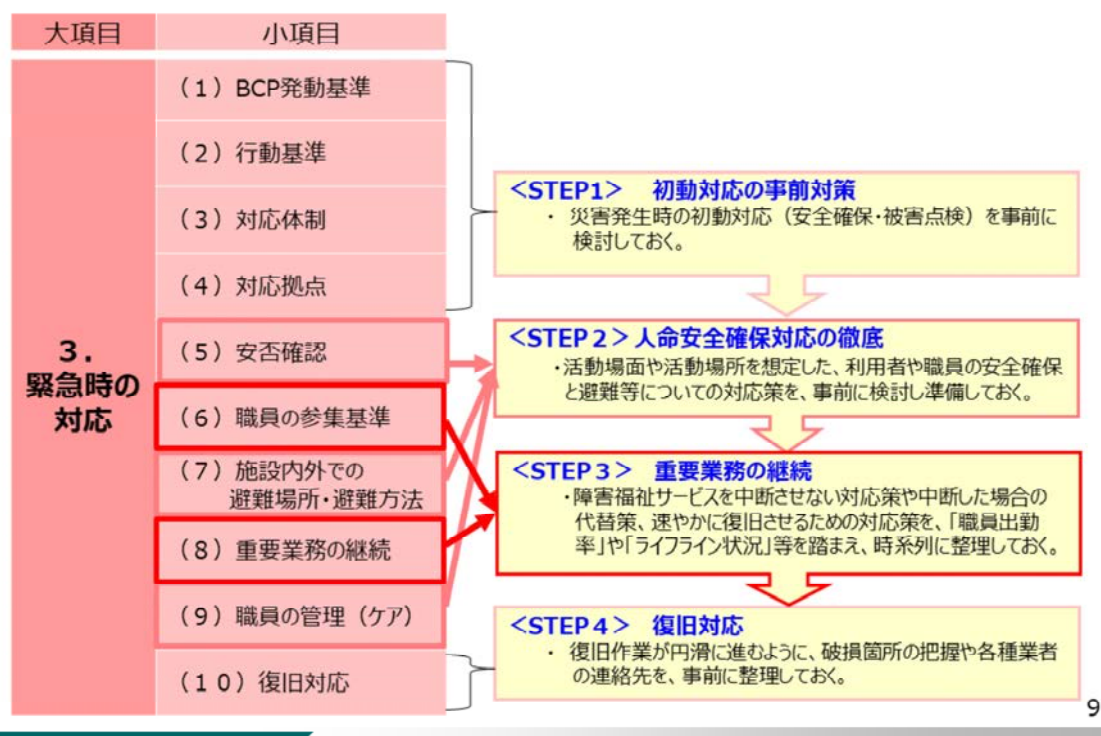
8

平常時の対応における主な確認事項を、項目別にまとめました。
対応状況のチェックリストとしても、ご活用ください。

3.緊急時の対応_全体像

ガイドライン 21~29ページ

ひな形 14~21ページ



こちらは、「緊急時の対応」のポイントを、4つのステップでお示したものです。

被災時には、職員の不足や、インフラの停止などを想定し、いかに重要業務を優先して取り組むかがポイントとなります。

1つ目のステップは、「初動対応の事前対策」です。

BCPの発動基準を、地震の場合と、水害の場合など、分けて定めておくとともに、災害発生時の職員個人の行動基準として、安否報告、参集基準、各種連絡先等を整理しておくことが大切です。

2つ目のステップは、「人命・安全の確保、対応の徹底」です。

食事中・入浴中・睡眠中など、具体的な活動場面や活動場所を想定し、安否確認や避難場所・避難方法を検討してください。

特に水害による浸水のおそれがある場合は、施設内の上層階などへの垂直避難についても検討してください。避難については、防災計画などと連動して、BCPに記載しておくといでしょう。

3つ目のステップは、「重要業務の継続」です。

平常時の対応で定めた優先業務から、特に重要な業務の継続方法を検討しておきます。

重要業務の継続は、職員の出勤率やインフラの状況などを踏まえ時系列で記載すると整理しやすいでしょう。

4つ目のステップは、「復旧対応」です。

復旧作業が円滑に進むよう、あらかじめ、破損箇所が把握できるよう確認シートを用意したり、関係業者の連絡先をリスト化したりしておきましょう。

3.緊急時の対応のまとめ

ガイドライン 21～29ページ

ひな形 14～21ページ

項目	確認事項
1. BCP発動基準	☐ 地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。
2. 行動基準	☐ 災害発生時の行動基準を記載する。
3. 対応体制	☐ 対応体制や各班の役割を図示し、代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。
4. 対応拠点	☐ 緊急時対応体制の拠点となる候補場所（安全かつ機能性の高い場所）を記載する。
5. 安否確認	☐ 利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく。 ☐ 非番を含む職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく。
6. 職員の参集基準	☐ 地図を活用し、被災時に徒歩で参集可能な職員数を確認する。 ☐ 自宅が被災した場合など、参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。
7. 施設内外での避難場所・避難方法	☐ 一時的に避難する施設内・施設外の場所と、避難経路や誘導方法を記載する。 ☐ 津波や水害などによる浸水の危険性に備えて、垂直避難の方策を検討しておく。 ☐ 避難先で最低限のケアを継続するために必要な方策を検討しておく。 ☐ 勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などの不利な状況も想定しておく。
8. 重要業務の継続	☐ 平常時の対応で選定した優先業務から、利用者の生命・健康を維持するために必要な特に重要な業務の継続方法を記載する。 ☐ 被災想定（ライフラインの有無）と職員の出勤とを合わせて、時系列で記載する。
9. 職員の管理（ケア）	☐ 休憩・宿泊場所の候補場所を検討し、指定しておく。 ☐ 職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の勤務シフト原則を検討しておく。
10. 復旧対応	☐ 復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所の確認や各種業者連絡先一覧を整備しておく。

10

緊急時の対応における主な確認事項を、項目別にまとめました。
対応状況のチェックリストとしても、ご活用ください。

4.他施設との連携_全体像

ガイドライン 30～31ページ

ひな形 22～24ページ



11

つづいて、フローチャート4つ目の「他施設との連携」のポイントをお示します。
 ここまでは自施設での対応、いわゆる「自助」のポイントをご説明しましたが、
 このスライドでは、自施設のみでは対応が困難な場合における、
 他の施設や事業所との連携が円滑に行えるよう、対応をまとめています。

大項目	小項目	項目
5. 地域 との連携	(1) 被災時の職員の派遣	＜被災時の職員の派遣について＞ ・ 社会福祉施設等は災害派遣福祉チームに職員を登録するとともに、事務局への協力、災害時に災害派遣福祉チームへの派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されている。 ・ 地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームへの登録を検討する。
	(2) 福祉避難所の運営	①福祉避難所の指定
		②福祉避難所開設の事前準備
		＜福祉避難所の運営について＞ ・ 社会福祉法人としては、被災時の施設利用者の保護を大前提とし、その上で施設として対応可能な範囲で地域貢献の方策について検討・着手することが重要です。 ・ 福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。 ・ 受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

12

最後に、フローチャート5つ目の「地域との連携」のポイントをお示します。

障害福祉サービスの施設・事業所等は社会福祉施設としての公共性に鑑みると、施設・事業所等が存在する地域への貢献を行うことも、重要な存在意義の一つです。被災時に地域住民や地域社会に対して何らかの支援を検討することが重要となります。そのため、福祉避難所の指定について前向きに検討するとともに、指定を受けていなくても被災時に近隣住民から助けを求められる場合に備え、何ができるかを検討しておくことも大切です。

1. BCP作成時は、ひな形などを有効に活用する。
2. BCP作成後は、定期的な研修と訓練（シミュレーション）を実施し、自施設・事業所等における課題を洗い出す。
3. 課題を見直し、BCPの修正を繰り返すことで、施設・事業所等に適したより実状にあったBCPが作成できる。

最後に、まとめとして、BCP作成におけるポイントを、3つお示します。

まずは、BCP作成時は、ひな形などを有効に活用してください。

そして、作成したBCPをもとに、定期的に研修と訓練を実施し、職員への周知と課題の洗い出しをおこなってください。

洗い出された課題を見直し、BCPの修正を繰り返すことで、ご自身の施設・事業所等に適したBCPの作成につながります。

できるところからはじめましょう。

以上で、自然災害発生時のBCP作成のポイント 共通事項 の説明を終了します。

自然災害における障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）
マニュアル作成支援のための研修教材

障害福祉サービス事業所等における 自然災害発生時の 業務継続計画（BCP）作成のポイント

—共通事項—
（入所・入居系）

2021年12月

この動画では、自然災害発生時のBCP作成のポイントについて、
各サービスの共通事項に関する内容を説明します。
これに加えて、通所系、訪問系、相談支援事業の固有事項に関する内容については、
それぞれ別の動画でも説明していますので、あわせてご覧ください。

研修のねらい

BCPの必要性を認識していただく



できることからまずBCP作成に取り組んでいただく

(活用ツール)

- 自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- 自然災害BCPひな形

1

障害福祉サービスは、障害者、その家族などの生活を支えるうえで欠かせないものです。そのため、大規模災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続できるよう、平常時から備えておくことや、災害発生時の対応について検討しておくべきことをまとめた、BCPの作成が重要です。

本動画では、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」と

「自然災害発生時における業務継続計画 ひな形」を活用し、

各施設・事業所等の状況に即したBCPを作成いただくことをねらいとしています。

内容

はじめに

1. 総論
2. 平常時の対応
3. 緊急時の対応
4. 他施設との連携
5. 地域との連携

2

この共通事項の内容は、ご覧の5つの項目です。

はじめに

- (1) ガイドラインの利用方法
 - (2) ガイドラインの対象（施設・事業所等单位）
 - (3) 障害福祉サービス事業者に求められる役割
 - (4) 防災計画とBCPの関係
 - (5) 自然災害（地震・水害等）BCPの全体像
 - (6) 自然災害（地震・水害等）BCP作成のポイント
-

具体的な説明に入る前に、
ガイドラインの利用方法や、押さえていただきたいポイントをご説明します。

(1) ガイドラインの利用方法

1. ガイドラインでは、3－2－1から3－2－4において、自然災害発生への対応事項を詳細に記載しています。
2. 自然災害発生時における業務継続計画の「ひな形」は、ガイドラインに対応しています。
3. 「ひな形」の各項目について具体的な対応を検討し、各施設・事業所等の実態にあったBCPの作成にご利用ください。



4

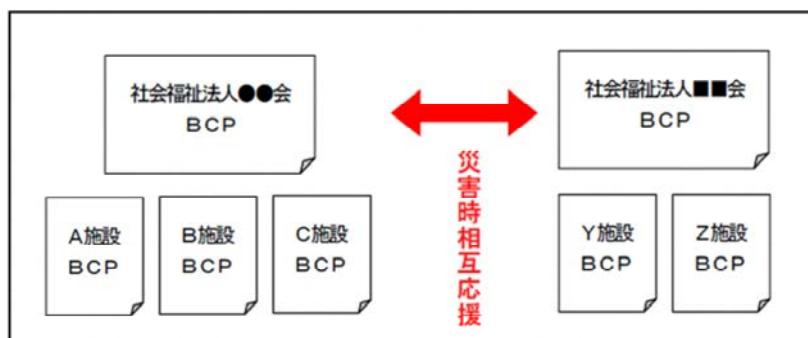
ひな形の各項目は、ガイドラインでお示ししている対応事項に一致しています。

また、この動画のスライドには、ガイドラインとひな形のページを記載していますので、ご参照ください。

(2) ガイドラインの対象（施設・事業所等単位）

1. 本ガイドラインは施設・事業所等単位でBCPを作成することを前提としています。
2. 複数の施設・事業所を持つ法人では、法人本部としてのBCPも別途作成することが望めます。その際、以下の事項を記載することが望めます。
 - 1) 法人本部のBCPと施設・事業所等単位のBCPは連動していること
 - 2) 法人本部は各事業所等と連携しながらBCPを作成すること
 - 3) 法人本部と施設・事業所等との間の物資や職員派遣等の支援体制について

<参考> 法人本部BCPと施設・事業所等単位のBCPの関係



5

本ガイドラインは、施設・事業所等単位でBCPを作成いただくことを前提としています。
あわせて、複数の施設・事業所を持つ法人は、物資や職員の支援体制などを記載した、法人本部としてのBCPも作成しておくことが望めます。

(3) 障害福祉サービス事業者求められる役割①

● 利用者の安全確保

- ・「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割です。
そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となります。

● サービスの継続

- ・ 障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。
- ・ 入所・入居系サービスの場合
自然災害発生時にも業務を継続できるよう、事前の準備を入念に進める必要があります。
- ・ 通所事業所や訪問事業所の場合
極力業務を継続できるよう努め、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう、事前の検討を進めることが重要です。

6

災害発生時に、障害福祉サービス事業者求められる役割としては、次の4点が挙げられます。

1つ目は、利用者の安全確保です。

障害福祉サービス利用者の中には、相対的に体力が弱い障害者もいるため、深刻な人的被害が出る考えられます。

そこで、「利用者の安全を確保するための対策」が何よりも重要となります。

2つ目は、サービスの継続です。

自然災害が発生した場合にも、利用者やその家族に必要な不可欠である障害福祉サービスを中断することはできないと考え、

サービスを提供し続けられるよう、事前の検討や準備を進める必要があります。

また、通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一が一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが重要です。

(3) 障害福祉サービス事業者求められる役割②

● 職員の安全確保

- ・ 自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、職員の労働環境が過酷にあることが懸念されます。
- ・ 労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員への適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

労働契約法第5条

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

● 地域への貢献

- ・ 施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。

7

そして、障害福祉サービス事業者求められる役割の3つ目は、職員の安全確保です。職員に多くの負担がかかることが予想されるため、職員の安全を確保し、身体的、精神的両面への支援を行う必要があります。

4つ目は、地域への貢献です。施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。

これら4点を念頭において、BCPの作成に取り組むことが大切です。

(4) 防災計画と業務継続計画（BCP）の関係①

	防災計画	BCP
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減	・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害	・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	・以下を最小限にすること ➢ 「死傷者数」 ➢ 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること	・左記に加え、以下を含む ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	・自社の拠点ごと	・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

8

ここでは、防災計画とBCPの関係について説明します。

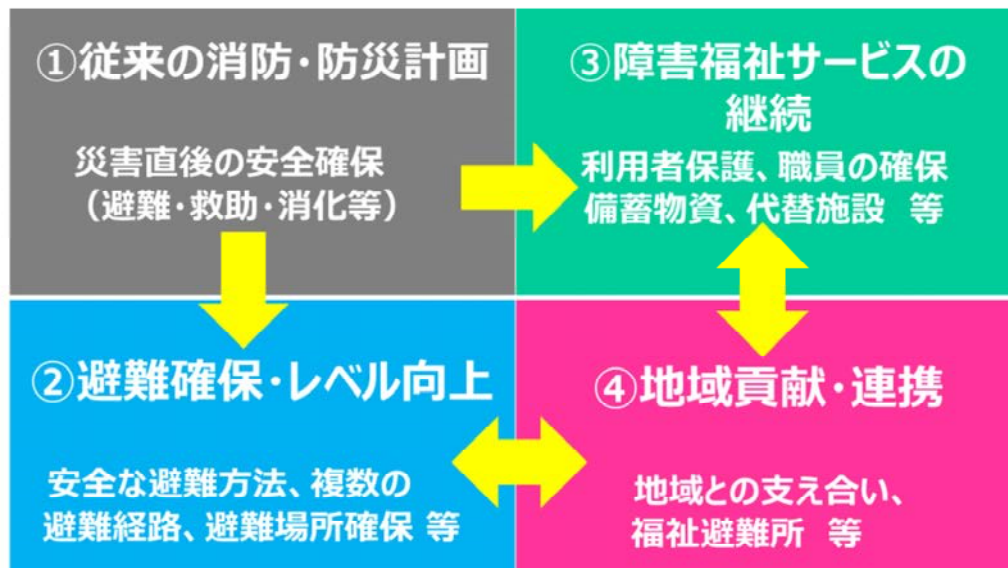
防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」であり、その目的は、BCPの主な目的の大前提となっています。

つまり、BCPでは、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、

または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分も多く、密接な関係にあります。

各ポイントは表をご覧ください。

(4) 防災計画と業務継続計画（BCP）の関係②

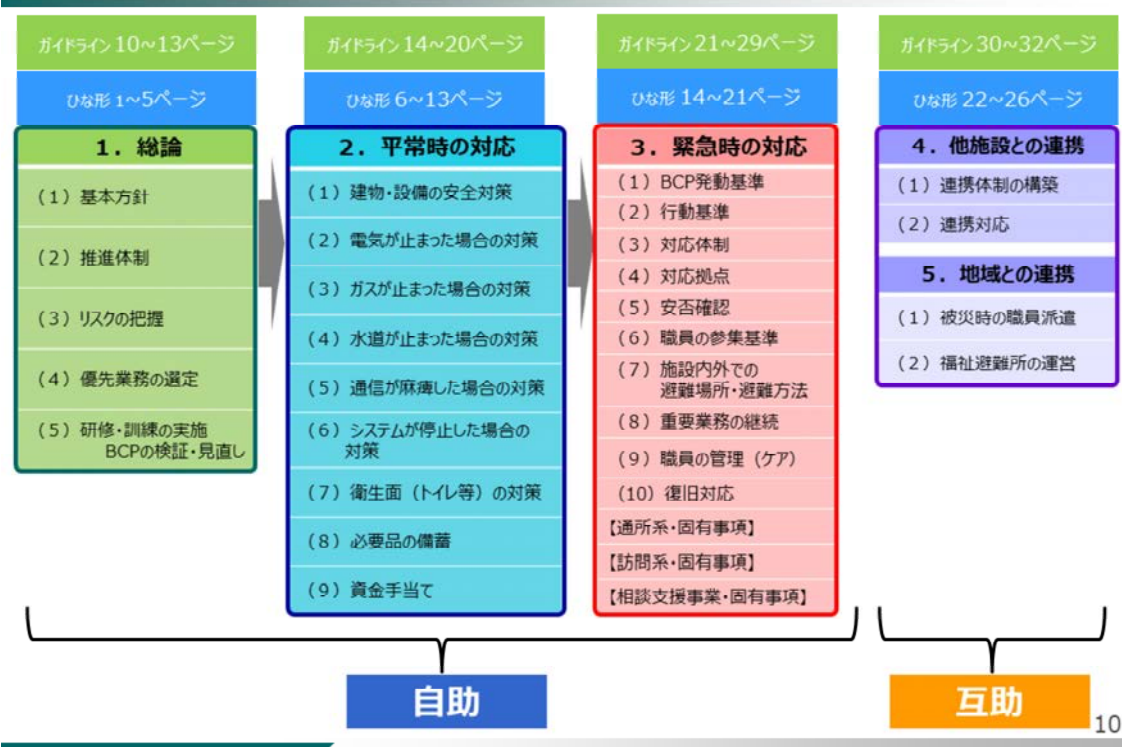


出典：（一社）福祉防災コミュニティ協会作成を一部修正

9

つまり、BCPとはこちらに示す通り、従来の消防・防災計画に、避難確保、障害福祉サービスの継続、地域貢献・連携を加えたものと、考えてください。

(5) 自然災害（地震・水害等）BCPの全体像



こちらは、BCPの全体像について、フローチャート形式で整理したものです。

(6) 自然災害（地震・水害等）BCP作成のポイント

< 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

< 2 > 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

< 3 > 業務の優先順位の整理

< 4 > 計画を実行できるよう普段からの周知・研修・訓練



11

BCP作成のポイントとして4点を挙げていますが、特に、今なにをしておくかという「平常時の対応」と被災時にどう行動するかという「緊急時の対応」とを同時に考えた上で、その対策を準備することが重要です。

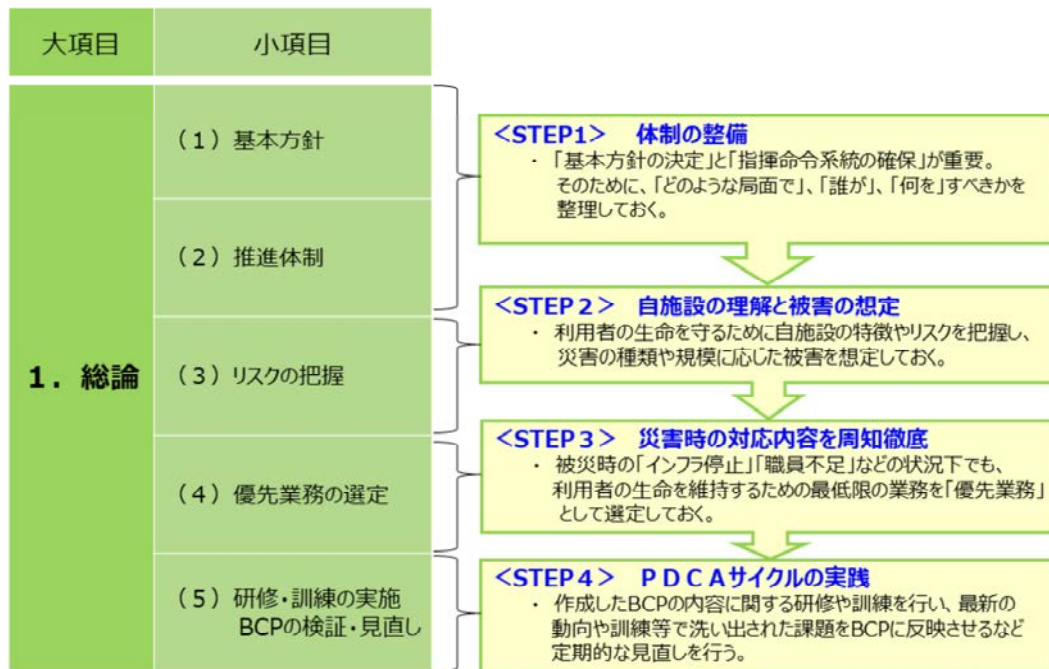
BCP作成にあたっての具体的な内容は、次のスライド以降で、フローチャートの1から5に沿って、詳しく説明します。

1. 総論

- (1) 基本方針
- (2) 推進体制
- (3) リスクの把握
- (4) 優先業務の選定
- (5) 研修・訓練の実施
- BCPの検証・見直し

はじめに、フローチャート1つ目の「総論」について、ご説明します。

1.総論_全体像



13

こちらは、「総論」のポイントを、4つのステップで示したものです。

1つ目のステップは「体制の整備」です。

施設・事業所等における基本方針を決定するとともに、指揮命令系統を確保することが重要です。

2つ目のステップは、「自施設の理解と被害の想定」です。

施設や事業所等の立地上、被害が想定される災害の種類や規模を、ハザードマップや自治体が発表する情報などから整理し、災害リスクを把握しておくことが必要です。

3つ目のステップは、「災害時の対応内容の周知徹底」です。

被災時の「インフラ停止」「職員不足」などの状況下で、限られた人員や資源でサービスを継続するためには、業務を絞り込むことが必要となる場合があります。利用者の健康・生活を維持するために、優先度の高い業務は何かを検討し、選定しておくとともに、職員や関係者同士で共有しておくことが重要です。

4つ目のステップは、「PDCAサイクルの実践」です。

BCPは作成して終わりではなく、BCPを活用し、研修や訓練を実施することが重要です。また、訓練で洗い出された課題や、最新の動向などを踏まえ、定期的にBCPを見直すことが大切です。

これから、各項目のポイントについてご説明します。

1.(1) 基本方針

■ 施設、事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

要点解説

ガイドライン 10ページ

ひな形記載例

ひな形 1ページ

- ・ 災害において施設・事業所等が果たすべき役割を鑑みて検討する。法人理念等と連動して目的を設定するといふ。
- ・ 基本方針は原点となるため、BCP作成の目的を検討して記載する。
- ・ 特に『3日間の初動対応が重要』となる。

＜当該施設の方針＞

1. 利用者の安全確保
2. サービスの継続
3. 職員の安全確保

14

基本方針

ここでは、施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載してください。

施設・事業所等として、利用者の生命を守ることは、重要な役割です。

この基本方針は、BCPとしてさまざまな項目を検討する際の原点となりますので、災害時において各施設・事業所が果たすべき役割を鑑みて、検討してください。

1.(2) 推進体制

■ 平常時の災害対策の推進体制を記載する。

要点解説

ガイドライン 10ページ

ひな形記載例

ひな形 1ページ

- 多部門が関与し、継続的かつ効果的に取組を進めるために推進体制を構築する。
- 被災した場合の対応体制は、「3. 緊急時の対応」の項目に記載する。
- 各施設・事業所等の実状に即して、既存の検討組織を有効活用する。

役割の例

主な役割	部署・役職	氏名
責任者	施設長	● ● ● ●
取りまとめ役 (リーダー)	総務部長	● ● ● ●
支援担当 (シフト関係)	支援課主任	● ● ● ●
支援担当 (ケア方法等)	支援課主任	● ● ● ● ●
設備インフラ担当	設備課長	● ● ●
給食担当	管理栄養士	● ● ● ● ●
...	...	...

15

推進体制

ここでは、平常時の災害対策の推進体制を記載してください。

災害対策は一過性のものではなく、継続して取り組む必要があります。

また、災害対策の推進には、総務部などの一部門で進めるのではなく、多くの部門が関与することが効果的であるため、

継続的かつ効果的に取組を進めるための体制づくりを検討しましょう。

なお、被災した場合の対応体制は「緊急時の対応」の項目に記載することとし、ここでは平常時における推進体制を記載してください。

各施設・事業所等の実情に即して、既存の検討組織を有効活用しましょう。

1.(3) リスクの把握①ハザードマップなどの確認

■ 施設・事業所が所在する自治体のハザードマップ等を貼り付ける。

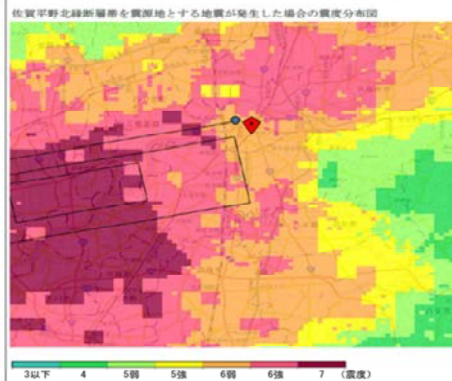
要点解説

ガイドライン 11ページ

ひな形記載例

ひな形 2ページ

- ・ ハザードマップ類を活用して立地による災害リスクを把握し、施設に応じた対策を検討することが有効である。
- ・ ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差替えることも必要である。
- ・ 全役職員が理解しておくことが重要である。



出典：令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」

16

リスクの把握

1つ目はハザードマップなどの確認です。

ここでは施設・事業所等が所在する自治体のハザードマップなどを貼り付けてください。

自治体から発信されている情報を整理し、各施設・事業所等がどのような災害に備えておくべきかを把握します。

立地上のリスクについて、全職員が理解しておくことが重要です。

ハザードマップは災害の有無・程度の保証をするものではありませんが、年々精度が向上しており、各種対策を検討する上では有益な情報です。

特に近年の災害事例から、ハザードマップの重要性は立証されていますので、これらからリスクを必ず把握しておきましょう。

1.(3) リスクの把握②被災想定

■ 自治体から公表されているインフラ等の被災想定を整理する。

要点解説

ガイドライン 12ページ

ひな形記載例

ひな形 3ページ

- 自治体から公表されているインフラ等の被災想定から、時系列で自施設の影響を想定することも有用である。
- 上記により、自施設の被災状況を「見える化」した上で、各種対策を検討していくことができる。
- 震度：
 - 断層地震 震度6弱
- 浸水・津波：
 - 川氾濫により浸水想定区域内(5 m)
- 液状化： 液状化の可能性が高い
- 上水道： 断水率

	直後	1日後	7日後	1か月後
市内計	95%	86%	52%	8%
- 電力： 停電率（冬夕方発災の場合）

	直後	1日後	7日後	1か月後
市内計	89%	81%	1%	1%
- 都市ガス：

.....

17

リスクの把握の2つ目は被災想定です。

ここでは、自治体から公表されているインフラ等の被災想定を整理してください。

ハザードマップだけでなく、被災想定も合わせて、必ず確認してください。

被災想定を自施設・事業所等に当てはめ、

特にインフラがどのような状況に陥る可能性があるかを把握し、対策を講じましょう。

1.(4) 優先業務の選定①優先する事業

- 複数の事業を運営する施設・事業所等では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

要点解説	ガイドライン 13ページ	ひな形記載例	ひな形 4ページ
- 優先して継続・復旧すべき事業を決めておく。 - 単一事業のみを運営している場合、本項目は割愛する。		＜優先する事業＞ (1) 止めてはいけない事業 ・ 入所系サービス (2) 外部への影響のある事業 ・ 給食業務 ・ 清掃業務 (3) 通所サービス ＜当座休止する事業＞ (1) 訪問事業 (2) 相談支援事業 (3) ●●事業	

18

優先業務の選定

1つ目は、優先する事業です。

ここでは利用者の生命・健康を維持するために、最低限継続すべき「優先事業」をあらかじめ選定し記載してください。

複数の事業を運営する施設・事業所等では、入所・入居、通所、訪問などのうち、どの事業を優先するか、

逆にどの事業を縮小・休止するかを、法人本部とも連携して決めておきましょう。

なお、単一事業のみを運営している場合、本項目は割愛してください。

1.(4) 優先業務の選定②優先する業務

- 最低限継続すべき「優先する事業」のうち、「優先する業務」を選定し記載する。

要点解説	ガイドライン 13ページ	ひな形記載例	ひな形 4ページ																																		
- 優先する事業かさらに踏み込み、優先する業務について選定しておく。 - 優先業務の洗い出しとともに最低限必要な人数についても検討しておくことが有用である。 - たとえ災害時であっても、生命を維持するための業務は休止できないことに留意する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">優先業務</th><th colspan="4">必要な職員数</th></tr> <tr> <th>朝</th><th>昼</th><th>夕</th><th>夜間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>与業支援</td><td>6人</td><td>6人</td><td>6人</td><td>0人</td></tr> <tr> <td>排泄支援</td><td>5人</td><td>5人</td><td>5人</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>食事支援</td><td>6人</td><td>6人</td><td>6人</td><td>0人</td></tr> <tr> <td>.....</td><td>●人</td><td>●人</td><td>●人</td><td>●人</td></tr> <tr> <td>.....</td><td>●人</td><td>人</td><td>●人</td><td>●人</td></tr> </tbody> </table>		優先業務	必要な職員数				朝	昼	夕	夜間	与業支援	6人	6人	6人	0人	排泄支援	5人	5人	5人	3人	食事支援	6人	6人	6人	0人		●人	●人	●人	●人		●人	人	●人	●人
優先業務	必要な職員数																																				
	朝	昼	夕	夜間																																	
与業支援	6人	6人	6人	0人																																	
排泄支援	5人	5人	5人	3人																																	
食事支援	6人	6人	6人	0人																																	
.....	●人	●人	●人	●人																																	
.....	●人	人	●人	●人																																	

19

優先業務の選定

2つ目は、優先する業務です。

ここでは利用者の生命・健康を維持するために、最低限継続すべき「優先する事業」のうち、「優先する業務」を選定し記載してください。

優先業務を選定することはBCPを考える上で不可欠な事項です。

職員の参集基準などを検討するにあたり事前に整理しておく必要があります。

被災時でも休止できない業務と、その業務に必要な職員数を把握しておきましょう。

優先度の高い業務の選定にあたっては、逆に後回しにしても構わない業務を先に洗い出すという方法も有効です。

1.(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

- 作成したBCPを関係者と共有し、平時からBCPの内容に関する研修、BCPの内容に沿った訓練（シミュレーション）を行う。

要点解説

ガイドライン 13ページ

ひな形記載例

ひな形 5ページ

- 研修・訓練は年2回以上（在宅系は1回以上）の実施が施設運営基準で定められている。
- 様々な状況を想定したシミュレーションを行うことにも留意する。
- 最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映させるなど、定期的に見直しを行う。
- BCPに「更新履歴」の項目を作成しておくとうい。

更新履歴

更新日	更新内容	更新者
●年●月●日	●●作成・追加	

20

研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

ここでは、作成したBCPを関係者と共有し、平常時からBCPの内容に関する研修、BCPの内容に沿った訓練、シミュレーションを行ってください。

作成したBCPが全職員に浸透するよう、定期的に研修や訓練を行い、実効性を持たせることが重要です。

計画を立て、継続して実施していきましょう。

また、訓練で洗い出された課題などを踏まえ、定期的に見直しを行うことも重要です。

2. 平常時の対応

- (1) 建物・設備の安全対策
- (2) 電気が止まった場合の対策
- (3) ガスが止まった場合の対策
- (4) 水道が止まった場合の対策
- (5) 通信が麻痺した場合の対策
- (6) システムが停止した場合の対策
- (7) 衛生面（トイレ等）の対策
- (8) 必要品の備蓄
- (9) 資金手当て

続いて、フローチャート2つ目の「平常時の対応」について、ご説明します。